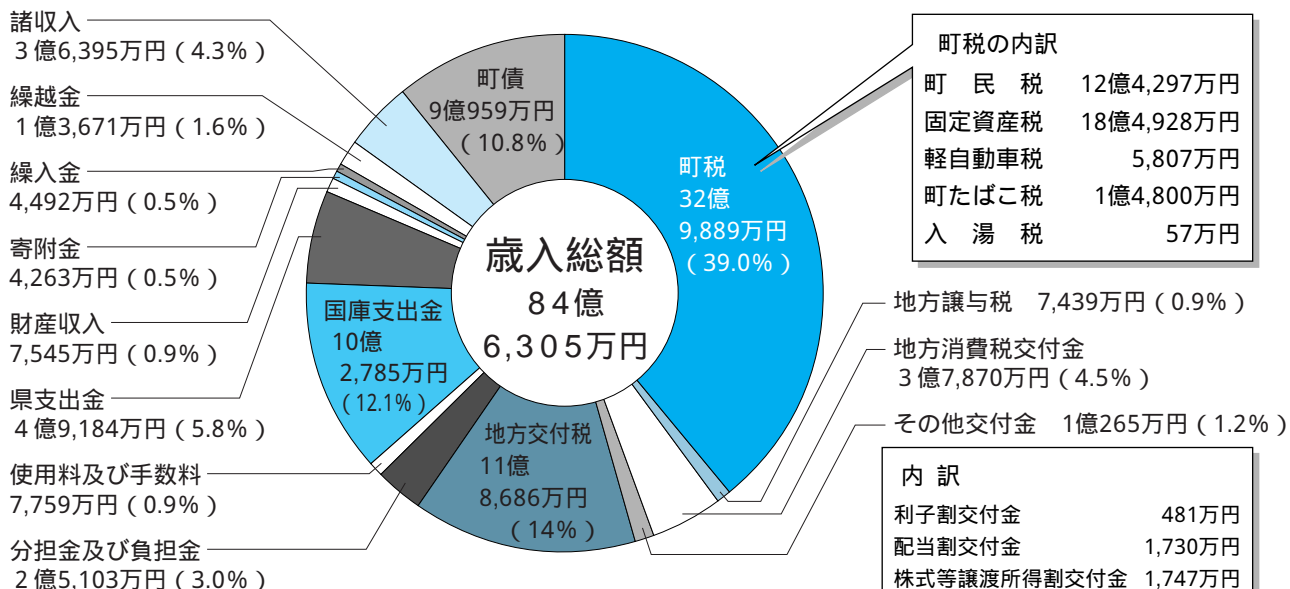


平成29年度

福崎町の決算がまとまりました



町税の内訳

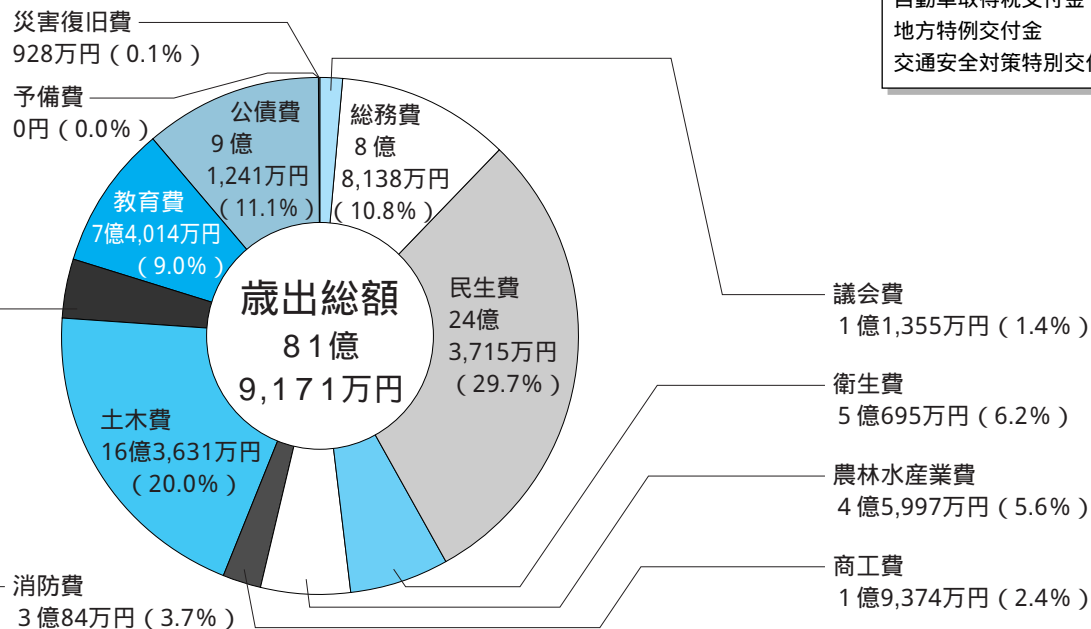
町民税	12億 4,297万円
固定資産税	18億 4,928万円
軽自動車税	5,807万円
町たばこ税	1億 4,800万円
入湯税	57万円

地方譲与税	7,439万円 (0.9%)
地方消費税交付金	3億 7,870万円 (4.5%)
その他交付金	1億 265万円 (1.2%)

内訳

利子割交付金	481万円
配当割交付金	1,730万円
株式等譲渡所得割交付金	1,747万円
ゴルフ場利用税交付金	1,797万円
自動車取得税交付金	2,725万円
地方特例交付金	1,444万円
交通安全対策特別交付金	341万円

金額は千円以下を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。



議会費	1億 1,355万円 (1.4%)
衛生費	5億 695万円 (6.2%)
農林水産業費	4億 5,997万円 (5.6%)
商工費	1億 9,374万円 (2.4%)

平成29年度 一般会計及び特別会計 決算

(単位：円)

会計名	歳入額	歳出額	差引残額
一般会計	8,463,047,838	8,191,707,878	271,339,960
国民健康保険特別会計	2,282,753,097	2,246,251,379	36,501,718
後期高齢者医療特別会計	250,969,603	246,719,286	4,250,317
介護保険事業特別会計	1,638,906,331	1,619,633,144	19,273,187
計	12,635,676,869	12,304,311,687	331,365,182

平成29年度の一般会計と特別会計の決算がまとまりました。

町の予算は、皆さんに納めていただいている税金や国・県からの補助金などによって運営されています。この1年間にどのくらいお金が入り、どのように使われたかを一般会計を中心にお知らせします。

平成29年度の一般会計の決算は、歳入総額84億6,304万7,838円、歳出総額81億9,170万7,878円で歳入歳出差引額は2億7,133万9,960円になりますが、ここから30年度へ繰り越した事業に必要な財源5,622万8,000円を差し引いて2億1,511万1,960円の実質収支となり、前年度繰越金、財政調整基金取崩額及び財政調整基金積立金を控除した実質単年度収支は、1億421万6,990円の黒字決算となりました。

決算にあたり、8月2日から9日までのうち5日間は監査委員の審査を、9月11日から14日まで4日間、議会決算審査特別委員会の審査を受けました。

JR福崎駅周辺整備事業



妖怪ペンチ(7基新設)



総合防災訓練

平成29年度の主な事業

町民1人当たりに計算すると...

町民1人当たりに納めていただいたお金は170,644円でした

<p>固定資産税</p> <p>95,659円</p>	<p>町民税</p> <p>64,296円</p>	<p>町たばこ税</p> <p>7,656円</p>	<p>軽自動車税</p> <p>3,004円</p>	<p>入湯税</p> <p>29円</p>
-----------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------

町民1人当たりに使われたお金は423,738円でした

<p>民生費</p> <p>126,068円</p>	<p>土木費</p> <p>84,642円</p>	<p>公債費</p> <p>47,197円</p>	<p>総務費</p> <p>45,592円</p>	<p>教育費</p> <p>38,286円</p>	<p>衛生費</p> <p>26,223円</p>	<p>農林水産業費 23,793円</p> <p>消防費 15,562円</p> <p>商工費 10,022円</p> <p>議会費 5,873円</p> <p>災害復旧費 480円</p>
----------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---

町民1人当たりは、平成30年3月31日の総人口19,332人で割ったものです。

決算の分析から見るまちの財政状況

・普通会計地方財政状況調査

総務省の基準にもとづいて、普通会計(介護施設分を除く一般会計)の財政状況を分析した地方財政状況調査から、この5年間の決算額の推移をまとめました。

(1) 歳入の推移

(単位:千円)

決算総額は、歳入・歳出ともに国・県の施策や投資的事業の状況により大きく変動します。平成29年度の歳入は、町税は増加しましたが、地方交付税、財産収入、地方債の減少により、決算総額は前年比約3億4,900万円の減となりました。

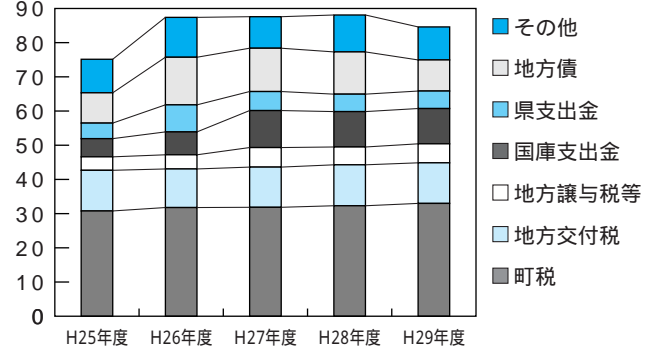
収入項目ごとに見ると、町税は個人町民税が納税義務者の増加により増収(+3,100万円)となったものの、法人町民税は景気回復による増収分が設備投資に充てられ前年並(+300万円)となりました。また、固定資産税は土地が地価

の下落により減収(1,200万円)となりましたが、家屋は新増築により増収(+1,400万円)となり、償却資産も業績が伸びた企業の設備投資が進み増収(+3,700万円)となりました。町税全体では約6,900万円の増収となりました。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて約1,000万円の減となっています。

町の借金である地方債は、投資的事業費等によって増減しますが、平成21年度から交付税の財源不足分を特例地方債で補てんする臨時財政対策債が大きく増加しており、平成29年度は約3億9,000万円(前年比約+600万円)でした。なお、臨時財政対策債を含む地方債の発行額の総額は投資的事業の一部が翌年度へ繰越されたため、約3億2,600万円減少しました。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
町税	3,077,996	3,177,880	3,185,048	3,230,066	3,298,891
地方交付税	1,188,904	1,128,282	1,175,660	1,197,345	1,186,859
地方譲与税等	393,769	414,308	571,423	521,304	555,731
国庫支出金	532,237	669,243	1,081,738	1,035,037	1,031,918
県支出金	454,582	790,973	556,334	509,845	511,345
地方債	885,420	1,392,358	1,266,800	1,235,099	909,591
その他	980,996	1,166,027	921,426	1,079,665	965,198
歳入合計	7,513,904	8,739,071	8,758,429	8,808,361	8,459,533

(単位:億円)



(2) 歳出の推移(性質別歳出)

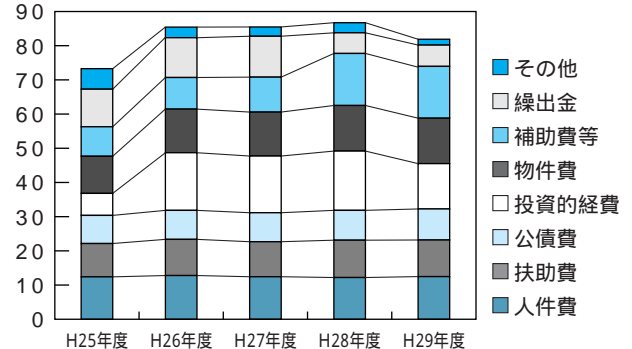
(単位:千円)

平成29年度の歳出の決算総額は前年比約4億8,300万円の減となりました。歳出項目をその性質別に見ると、人件費は、共済組合負担金、退職手当組合負担金の増等により約2,700万円の増となりました。扶助費は年々増加傾向にありましたが、平成29年度は臨時福祉給付金の減等により約2,200万円の減となっています。物件費は、賃金及び臨時嘱託給が6,500万円増加しましたが、需用費及び委託料が7,000万円減少したことにより、全体では約500万円の減となっています。補助費等は、下水道事業への負担金・補助金が事業量の減少等により約8,700万円減少しましたが、損害賠償金や税外還付、消防事務委託事業等で約8,000万円の増額となり、補助費等全体では、約700万円の減となっています。繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金が約900万円の増、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金が約1,000万円の増となり、繰出金全体で約1,900万円の増となっています。

地方債に対する償還金である公債費は前年度に対して3,600万円の増で、元利償還金として約9億800万円を返済しました。投資的経費は、福崎駅周辺整備事業の一部が翌年度へ繰越されたこと等により、前年度に対しては4億800万円の減となりました。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
義務的経費	3,037,303	3,184,380	3,114,898	3,184,712	3,225,580
人件費	1,239,860	1,278,530	1,243,412	1,220,443	1,247,519
扶助費	974,999	1,057,827	1,023,771	1,091,940	1,070,099
公債費	822,444	848,023	847,715	872,329	907,962
投資的経費	643,833	1,685,097	1,658,029	1,733,226	1,325,693
その他の経費	3,647,100	3,673,757	3,774,303	3,753,708	3,636,920
物件費	1,085,856	1,275,733	1,285,434	1,333,177	1,328,671
補助費等	861,839	923,888	1,022,094	1,521,416	1,514,813
繰出金	1,099,058	1,163,649	1,195,694	603,832	622,419
その他	600,347	310,487	271,081	295,283	171,017
歳出合計	7,328,236	8,543,234	8,547,230	8,671,646	8,188,193

(単位:億円)



(3) 基金残高の推移

基金の概要

財政調整基金

予測できない収入の減少や、支出の増加に備えて積み立てておく基金です。

特定目的基金

ふるさと応援、農業農村活性化、福祉など、特定目的のために積み立てておく基金です。

定額運用基金

土地開発基金や用品調達基金など、定額の資金で事業や事務を運営する基金です。

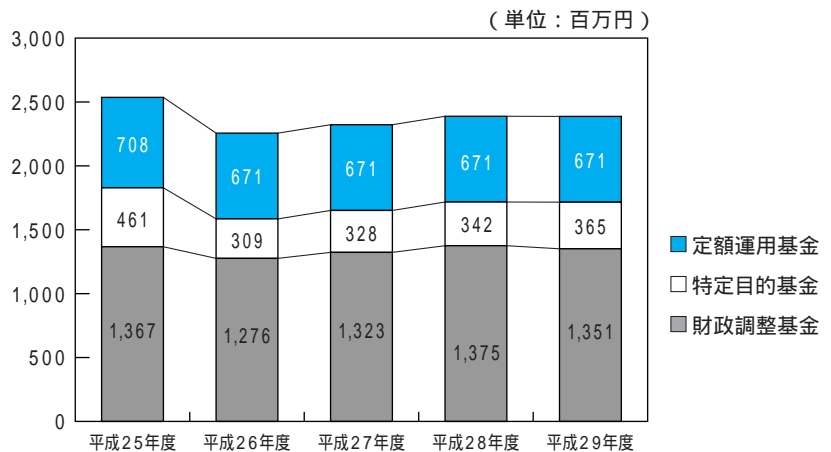
特定目的基金のうち、ふるさと応援寄附金を、ふるさと応援基金に4,073万円積み立てました。

財政調整基金は、平成27年度に4,730万円、平成28年度に5,180万円積み立てましたが、平成29年度は2,550万円取り崩しました。

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基金残高	2,536	2,256	2,322	2,388	2,387
財政調整基金	1,367	1,276	1,323	1,375	1,351
特定目的基金	461	309	328	342	365
定額運用基金	708	671	671	671	671
1人当たり基金残高(円)	129,905	115,055	118,766	122,186	123,474

各年度末基金残高 / 3月31日現在総人口



(4) 地方債残高の推移(全会計)

地方債の概要

地方債は公共施設の建設など、一時的にたくさんのお金が必要な場合に借入するもので、次年度以降、償還していきます。償還に対して地方交付税で措置されるものもありますが、地方債残高が多くなれば次年度以降の償還金が大きくなり財政を圧迫していく要因となります。一般会計では地方債残高が、平成26年度は前年度比6億3,100万円の増、平成27年度では5億円の増、平成28年度は4億3,800万円の増、平成29年度は6,700万円の増と年々増加しています。また、臨時財政対策債など、今後普通交付税に算入される地方債の割合が高くなっています。

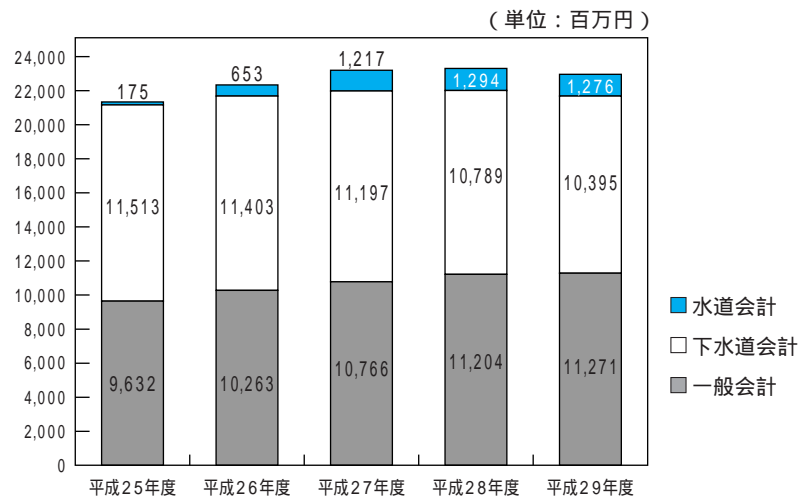
一方、下水道会計は公共下水道事業の推進により地方債残高が毎年増加していましたが、平成25年度からは減少に転じています。下水道の整備が完了したため、今後、当分の間は将来世代の負担が減少していきます。

水道会計は、地方債残高が前年度比約1,800万円減少しています。

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計	9,632	10,263	10,766	11,204	11,271
下水道会計	11,513	11,403	11,197	10,789	10,395
水道会計	175	653	1,217	1,294	1,276
合 計	21,320	22,319	23,180	23,287	22,942
1人当たり地方債残高(円)	1,092,101	1,138,260	1,185,617	1,191,517	1,186,737

各年度末地方債残高 / 3月31日現在総人口



健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

(単位：%)

平成29年度決算に基づき、健全化判断比率を算定しました。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ともに黒字決算であり該当しませんでした。また、実質公債費比率は11.5%、将来負担比率は137.6%となり、いずれも早期健全化基準を下回っています。

なお、実質公債費比率は、平成26年度以降数値が悪化していましたが、平成29年度は一部事務組合の地方債の償還が終了したこと等により減少に転じています。将来負担比率も高岡幼稚園、田原小学校体育館の建設や駅前周辺整備事業等、公共事業に伴う借入れにより、平成26年度以降大きく数値が悪化していましたが、平成29年度は下水道事業への繰入見込額が減少したこと等により減少に転じています。

健全化判断比率	平成29年度決算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	-	14.83	20.00	
連結実質赤字比率	-	19.83	30.00	
実質公債費比率	11.5	25.0	35.0	(前年比 0.5%)
将来負担比率	137.6	350.0		(前年比 6.0%)
資金不足比率	水道事業会計	-	20.00	
	工業用水道会計	-	20.00	
	公共下水道事業会計	-	20.00	
	農業集落排水事業会計	-	20.00	

各公営企業会計における「資金不足比率」については、平成29年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当しません。

1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率です。この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準としても用いられ、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストッ

ク指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

2. 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。



(健康福祉課)

9月16日、文化センターで「老人芸能慰安会」を開催しました。出演者は、バルーンショーのBALON シュウさん、漫才のミヤ蝶美・蝶子さん、森進一そっくりショーの中谷健さんでした。バルーンショーでは、次から次へと作り出される風船アートに驚きの連続で、作品のプレゼンもあり、たいへん盛り上がりました。ミヤ蝶美・蝶子さんの漫才では、なにわの女性ならではの掛け合いに会場は笑いの渦となりました。最後は森進一そっくりショーです。森進一さんと同郷の鹿児島で、同じ時代を歩んだ中谷さんが歌う「おふくろさん」は、単なるそっくりさんでは表現できない感動がありました。台風により、日程を変更しての開催となりましたが、みなさんに楽しいひとときを過ごしていただくことができました。

老人芸能慰安会を開催

松岡五兄弟

松岡静雄

第38話



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう 静雄のオーストリア滞在記

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教
井上 舞

したというものでした。第六潜水艇は、明治39年に竣工した国産第一号の潜水艇でしたが、4月15日の訓練中の事故で沈没。乗組員14名全員が亡くなりました。

なる態度を要する位置については危険なり(原文ママ)などという話が出て、結局この話は立ち消えになったというのです。

このとき、艦長の佐久間勉大尉はガスが充滿する艦内で、事故の原因分析や沈没後の状況、艦艇や部下を死なせたことに対する明治天皇への謝罪などを含む遺書を書き残し、その遺書は後に発表されて国内外で大きな反響を呼びました。

静雄は、もし当時自分が潜水艇の建造に関わっていたら、今回の事故にあたって、たとえ世間が建造者を攻撃することとはなくても、良心に恥じるものがあつたのではないかと述懐しています。

静雄は、佐久間大尉とは面識がなかったようですが、この第六潜水艇には「因縁あり」と記しています。

ちなみにオーストリア海軍は、この事件で亡くなった乗組員とその家族への弔慰金という名目で、義援金を送っています。静雄は海軍大臣の命を受けてオーストリア海軍軍令部に赴き、在室していた次官に義援金の礼を伝えに行きました。ところが、次官は第六潜水艇遭難のことも、自軍が義援金を送ったことも知らず、静雄は自分のドイツ語が通じなかつたのかと、再度説明をする羽目になったのだそうです。

海軍記念日の祝宴
先の潜水艇建造計画から静雄が外された理由が、本場に「大酒家」によるものなのかは定かではありません。ただ、酒好きであつたことは確かなようです。それがうかがえるエピソードが、明治43年5月27日の日記に見えます。

散会后、無事に祝宴を終えた安心感から、ソファアの上で寝てしまった静雄を、手伝いの女性たちが総出で寝室に担ぎ込んだのだとか。

この日は、日本海軍の記念日で、前年の、前任の駐在武官は自邸に在留日本人を招いて祝宴を開いていました。静雄自身はあまり乗り気でなかつたようですが、その少し前にあつた陸軍記念日に、陸軍の駐在武官が祝宴を開いていたため、海軍の方でもやらざるを得ず、静雄はその準備にかかりました。早朝自ら魚屋に赴いて材料を仕入れ、公務を終えた後は台所に立ち、夜までに21名分の料理と酒を用意したのです。

このように、日記を見る限り、静雄はオーストリアでの生活を存分に楽しんでたようです。しかし、あまりにも自由奔放な生活は、その後の人生に陰を落とすことになりました。柳田國男は『故郷七十年』の中で、この時期の静雄について「日本から来る人來る人に親切にしたものだから、外交官よりも駐在武官の所に世話になる人が多く、私までよく礼をいわれた。一人で行つていたら酒も飲むし、勝手な生活もしたらしく、この時代がやはり彼の進路を妨げることになつたのではないかと思う」と述べています。

こうして始まつた祝宴は好評で、特に料理については、客のひとりから、一年以上オーストリアにいるが、こんな料理は食べたことがないと言われたそうです。ところが、料理を褒められて上機嫌になつた静雄は、客よりも先に酔つ払つてしまつたそうです。

大正元年12月、中佐への昇進とともに、静雄に帰国命令が出ます。翌年2月、引継ぎを終えた静雄は、オーストリアに別れを告げ、帰国の途につきました。

以前、「松岡五兄弟」第36話で紹介したように、松岡静雄はオーストリア駐在武官として、約3年にわたつて同地に滞在していました。そして、日々の出来事を手紙にしたため、日本に残した妻初子宛てて送っていました。この手紙は、後に『松岡静雄滞欧日記』として出版され、静雄の動向だけでなく、当時のオーストリアの様子を垣間見ることのできる貴重な資料となっております。

第六潜水艇遭難事件

明治43年(1910)4月19日、静雄のもとに電報が届きます。内容は、大日本帝国海軍所属の第六潜水艇が沈没

今回は、この日記の中から、2つのエピソードを紹介しましょう。

明治37年に潜水艇の建造が始まつた際、監督のもとに「頭脳明晰の一青年士官」を補佐につけようという話があり、静雄に打診があつたのだそうです。静雄の方も承諾していたのですが、一部から「松岡は大酒家故かゝる慎重の態度

生活科学 センター だより

「お試し」のつもりが
定期購入に！

〔相談〕

インターネットの広告を見て、500円の健康食品をお試しのつもりで申し込み、商品を受け取った。最近になって再び同じ商品が届き、今度は6千円の請求書が入っていた。1回限りのお試しと思っていたので、業者に確認の電話をしたところ、4回以上の継続が条件の定期購入コースであり、そのことは広告にきちんと表示していると言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが申し込みの際は気付かなかった。お試しのつもりだったので解約・返品したい。クーリング・オフはできるか？

〔処理〕

ネットショッピングをはじめとした通信販売には、クー

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



リング・オフ（無条件解約）制度は適用されません。「定期購入とは知らなかった」からといって解約・返品ができるとは限りません。解約や返品ができるかは事業者が表示している条件に従うこととなります。

広告や表示をよく確認し、解約や返品の条件などを十分理解したうえで申し込み込むことが大切と助言しました。

〔アドバイス〕

インターネットやスマートフォンで、「初回お試し500円」などの広告を見て、1回だけのお試しのつもりで注文した健康食品や化粧品が、実は複数月継続購入が条件の「定期購入」だったという相談が急増しています。

低価格であることを強調する一方、低価格で購入するためには、「か月以上の継続が条件であること」や「解約・

返品に関すること」などの契約内容については文字が小さいだけでなく、別のページに書かれているなど、わかりにくいものが多くみられます。そのため、消費者は見落としをしまい、契約内容をよく理解しないまま商品注文する原因となっています。

このようなトラブルを防止するため、消費者庁はインターネット通販の表示方法を見直し、定期購入契約については「定期購入契約であること」「支払い代金の総額」「契約期間」等の表示が義務づけられました。

しかし、今でも表示の義務を守らない業者が見受けられます。「お試し」「期間限定」「初回のみ 円」など、お得感を強調する商品を購入する際は、契約内容や返品の条件などをしっかり確認しましょう！

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
（☎22・4977）

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火～金曜日
9時～16時
（月曜日は休館日）

年金手帳を紛失したら 再発行をしましょう！

普段の生活の中で年金手帳が必要になることは少ないですが、就職・退職などによる切り替え（種別変更）、または年金の受給手続きなどの際には、必ず必要になります。年金手帳を紛失した場合は、再発行をしておきましょう。

第1号被保険者 （国民年金加入者）	住所地の市区町村役場で手続き。 急ぎで発行を希望される場合は、年金事務所で手続き。
第2号被保険者 （厚生年金・共済年金加入者）	勤務先に再発行を依頼。 または年金事務所で手続き。
第3号被保険者 （第2号被保険者の被扶養者）	第2号被保険者の勤務先に再発行を依頼。 または年金事務所で手続き。

年金制度に 属さない方法はありません

日本に住んでいる限り誰もが加入しなくてはならないのが『年金制度』です。

年金は「老齢になったとき」「障がいになったとき」の生活保障と、「死亡したとき」の遺族への保証の3つの給付があります。

自分のためにも、家族のためにも、年金手続きはきちんとしておきましょう。



問い合わせ先

住民生活課（内線374）

姫路年金事務所 ☎079-224-6382

こくみんねんきん